

2012年5月11日  
日 本 銀 行

## 保有外貨資産の管理に関する見直しについて

日本銀行は、わが国の中央銀行として、円滑かつ機動的な政策・業務遂行に備えて、外貨資産を保有している。その管理に当たっては、高度の安全性および流動性を確保するとともに、その限りにおいて収益性にも配慮する扱いとしてきた。

こうした基本的な考え方は、引き続き妥当なものと考えられる。その上で、近年の国際金融資本市場における環境変化を踏まえ、業務運営上の必要性と外貨資産保有に伴うリスクを改めて検討した結果、今後は、従来以上に安全性と流動性を重視した管理を行うことが適当との結論に至った。このため、従来の「本行保有外貨資産の運用基本要領」に代え、新たに「保有外貨資産の管理基本要領」(別添)を決定した。見直しの背景となる考え方は以下のとおりである。

### 1. 近年における環境変化

国際的な金融危機の発生以降、世界的に金融資本市場での価格変動が拡大傾向にある。これまで比較的安全と考えられてきた資産でも、市場流動性が低下したり、信用リスクが高まる局面がみられる。相互依存関係の強まった国際金融資本市場では、その一角で生じたショックが他地域へ波及する傾向が強まり、かつその伝播スピードも速まっている。

また、近年、経済のグローバル化が進展する中であって、わが国の企業が拡大するグローバル需要を取り込んでいくことは、わが国経済の成長基盤を強化するうえで重要となっている。

### 2. 外貨資産の保有目的

上記の環境変化を踏まえ、日本銀行が保有している外貨資産の活用方法として現在必要と想定される目的を改めて整理すると、以下のとおりである。

#### ① 国際金融協力

国際的な金融資本市場の混乱が発生した場合、国際機関等による必要な対応が講じられるまでの間など、わが国の中央銀行として、国際金融協力の観点から外貨資金の供給が必要となることに備える。

## ② わが国金融機関に対する緊急時の外貨資金供給

現在、わが国金融機関の外貨資金繰りに問題は生じていないが、万一、外貨資金決済に支障が生じ、自助努力では対応できないケースにおいて、日本銀行がわが国金融システムの安定確保のため、緊急やむを得ないと判断する場合に、金融機関に対し外貨流動性の供給を実施することに備える。

## ③ 成長基盤を強化するための資金供給

わが国経済の成長基盤強化に資する外貨建て投融資を対象とした米ドル資金供給の円滑な遂行に備える。

## 3. 外貨資産保有に伴うリスクの抑制

近年の国際金融市場の環境変化のもとでの価格変動の拡大等を踏まえると、外貨資産保有に伴う潜在的な損失リスクを抑制する必要性が強まっている。

## 4. 外貨資産管理の基本方針

外貨資産の保有目的に沿った業務の遂行へ備えることやリスク抑制の必要性を踏まえると、外貨資産の管理にあたり、高度の安全性と流動性の確保を従来以上に重視することが適当と考えられる。具体的には、海外中央銀行等への預け金、および高い流動性と信用力を持つ国債を主体とした外貨資産を保有することとし、当面は、米欧主要国国債を中心とする。これにより、業務遂行上の必要性に応じて外貨資産をより円滑かつ迅速に資金化することができるとともに、外貨資産の保有から生じる財務上のリスクも必要最低限の範囲内に限定されることとなる。

日本銀行としては、今後とも、環境の変化に応じて、保有外貨資産を有効に活用していくとともに、適切なリスク管理に努めていく方針である。

以 上

## 保有外貨資産の管理基本要領

### 1. 趣旨

この基本要領は、日本銀行が保有する外貨資産（日本銀行法施行規則（平成10年大蔵省令第3号）第9条第2項に規定する外国為替及び外国通貨で表示された資産をいい、日本銀行法（平成9年法律第89号）第4章に規定する業務で使用している保有資産を除く。以下「日本銀行保有外貨資産」という。）を安全性と流動性を重視して管理するために必要な基本的事項を定めるものとする。

### 2. 保有目的と管理に関する基本原則

日本銀行は、次の各号に定める日本銀行法第4章に規定する業務の遂行に備えるために、高度の安全性および流動性を確保しつつ、外貨資産を保有する。

- (1) 国際金融協力業務
- (2) わが国金融機関に対する緊急時の外貨資金供給
- (3) 成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給

### 3. 日本銀行保有外貨資産の構成

日本銀行保有外貨資産は、米ドル、ユーロおよび英ポンド建てのものであって、次の各号に定める金融資産（2. に定める基本原則に照らして適当と認められるものに限る。）により構成することができる。

- (1) 外国の中央銀行等に対する預金
- (2) 外国の中央政府等が発行する債券（ただし、残存期間5年以内のものに限る。）

#### 4. 日本銀行保有外貨資産の管理方法

(1) 日本銀行保有外貨資産のうち、当日中の使用等に備えて保有する金融資産は、外国の中央銀行等に対する預金および米ドル建ての残存期間1年以内の債券として保有することができる。

(2) (1) 以外の日本銀行保有外貨資産については、3. に定める金融資産により構成するものとし、当該日本銀行保有外貨資産の残高内訳については次の各号により管理するものとする。

イ、各通貨建て金融資産残高が、3. (2) に定める債券のうち、外国の中央政府が発行する残存期間1年以上5年未満のもの市場時価総額に基づき算出した通貨構成比率に概ね見合うように調整する。

ロ、各通貨建て金融資産の残高内訳について、金利が変動した場合の各通貨建て金融資産の価格変動率が、3. (2) に定める債券のうち、外国の中央政府が発行する残存期間1年以上5年未満のもの市場全体の価格変動率に概ね見合うように調整する。

ハ、イ、およびロ、の調整にあたっては、金融為替市場に攪乱的な影響を与えないよう留意して取引を執行する。